

危機管理マニュアル資料

危機管理について

本校は宿毛市の南部に位置し、山、海と大変自然に恵まれた環境下で生徒は学んでいる。全ての教育活動は本校の教育課程を基本として年間指導計画に基づいて学校内外で幅広く実践をしている。教育活動ではいつ・どこで・何が起こるか予測できない場面が想定され、教職員の意識の高揚が必要不可欠である。生徒にとって学校は最も安心して生活できるフィールドでなければならない。また、学校を預かる我々にとっては絶対的に保障しなければならない義務と責任があると考えている。総合的な学習の時間での体験活動など、学校外での活動における事故や事件の発生にも十分配慮し迅速な対応が求められる。学校管理下において、事件・事故・自然災害が発生した場合に備えて、すべての教職員が緊急かつ迅速に対応できるように、教職員の危機管理意識の高揚と社会の変化を踏まえた危機管理体制の確立を図るために「学校危機管理マニュアル」を作成、見直しを行っている。

危機管理の対象となるもの

- I 生徒の事件・事故（学校内外）
 - いつ、どこで、何が！…簡潔かつ正確に！
- II 校内暴力（生徒間トラブル）
 - 生徒対生徒 生徒対教師
- III 学校と保護者とのトラブル
 - 保護者からのクレーム対応
- IV 自然災害
 - 予防の観点から 起こってからの対応
- V その他
 - 予測不可能な事態の発生

I. 事件・事故に対する予防的措置

ここ数年宿毛市全域では不審者情報や学校への不法侵入など沢山の事例が報告をされている。いつ・どこで・何が起こっても不思議ではない状況である。起こる前の予防的方策として本校では次のような取り組みを実践する。

①大変広い校区から生徒は通学をしている。また宿毛市内からの在校生もいる。道路網の発達によって通学路も沢山あり、できるだけ人通りの多い安全なルートを通して登下校するように指導している。

- ・安全指導、安全教育の実施
- ・交通指導の実施
- ・挨拶こえかけ運動の推進
- ・小筑紫青少年を守る会の街頭指導・夜間パトロールとの連携

②校舎内外の施設・設備の安全点検と安全措置について

- ・点検活動…校舎（学年教室、特別教室、ベランダ、屋上、便所）

校舎周辺（側溝、壁、樹木）

校庭（雨天練習場…野球、体育倉庫、鉄棒、フェンス、支柱、駐輪場）

プール（プールサイド、フェンス、プール内異物、水質管理）

体育館（床、倉庫、体育用具）

※ プールおよび体育館については小中で共用のため、安全管理についても共同で実施

- ・修繕…安全な学校環境を確保する為に教職員が早期に対応する。専門知識が必要な場合は業者を依頼しお願いする。学校で対応できない場合は宿毛市教育委員会へ連絡する。
- ・校舎内外の環境美化に努め、常に整理整頓をする。

③生徒の安全確保や基本的な生活習慣の確立のため、教職員が共通理解を図り周知徹底に努める。

生徒の生活のきまりについては、別紙「小筑紫中学校生活のきまり、生徒会規約、長期休業の生活について」に記載

④校外活動授業について

事前に生徒の健康状態を把握し、授業中の事故防止に十分配慮する。

- ・事前指導の徹底
- ・下見の実施
- ・複数教員の引率
- ・体育授業
- ・実験や実習を伴う授業

⑤ プール（水泳指導）について

水の事故は重大事故に繋がる事例が多く特にルールや約束を遵守する指導の徹底と安全配慮を怠らないようにする。養護教諭との連携も密に行う。

II. 校内暴力（生徒間トラブル）

- ・いじめ及び不登校の対応（予防の観点を大切に）

学校生活では様々なストレスや疲労が考えられる。特に本校のように小規模校は一人が何役の役割をこなしている為、心の教育の充実は欠かすことは出来ない。日々の生活では学級担任を中心に一人ひとりの言動や行動にしっかりアンテナを立て観察を行う。生徒との信頼関係の構築は何でも話せる関係づくりを第一に考え、常に傾聴の姿勢で共感して関わることを大切にする。教職員が全ての生徒に目を向け、情報交換を密に持ち風通しの良い職場環境作りに努める。

- ・元気で明るい挨拶
- ・時間や約束を守る
- ・朝ご飯をしっかり食べる

早期発見、早期対応に心掛け、何かあればすぐ家庭訪問をする。無断の欠席があれば家庭に電話連絡し状況を把握する。また、連続して欠席をするときは家庭訪問を行い保護者との信頼関係づくりに努める。

・暴力行為や喧嘩のトラブルについては双方の言い分をよく聞く。その後、内容を照らし合わせて対応する。必ず単独で判断をくださるのではなく報告・連絡・相談をして対応する。

※その日のことは、その日に対応することを基本とする。

Ⅲ. 学校と保護者とのトラブル

迅速な対応が原則。直接あって話すことを第一として保護者の話を聞く姿勢に徹する。内容によっては複数の職員がかかわることが必要。普段からトラブルやクレームについて学校へ直接相談できる関係をつくっておく。当事者のみが対応せず、組織として協力体制をもって相談に当たる。

Ⅳ. 自然災害

防災訓練や火災訓練などを学校行事に位置づけ実施する。台風による災害が予測される場合は小学校と連絡を密に臨休措置等の決断を図る。また、警報等が出されている状況でも冷静かつ慎重な判断を下す。特に、近年起こる可能性が高い東南海地震については、訓練並びに知識を深め慌てず冷静に行動できる能力を育成する。また、学校の位置が海に隣接している場所であるため、地震後の避難については小筑紫駐在所裏の避難場所へ迅速に避難できるようにする。

Ⅴ. 不審者

不審者への対応については、優先順位として生徒の身の安全を第一に確保する。つぎに関係機関や保護者への迅速な通報に努める。また、教職員も身の安全をしっかりと確保する。来訪者の確認と対応…不審な行動や暴言を発する場合は、落ち着いて対応し生徒に危害を及ぼす事のないよう安全な場所へ避難させる。

Ⅵ. その他

他国からの侵略やミサイル攻撃、テロ等、ウイルスの危険や感染の情報が入った場合は、生徒に危害が及ぶことがないよう最善の対策をとり全校生徒、全教職員の安全確保に努める。その後は、教育委員会の指示に従い、安全かつ必要な対策をとる。

危険発生の場合のマニュアル

- ① 大声で避難を指示（避難場所…状況にもよるが、安全な避難経路を判断し生徒に周知したうえで校庭等に避難する）
- ② 「誰か来て下さい！」などと周囲に知らせる。
 - ・近くの教職員がすぐに駆けつける。管理職→職員室→全校へ
 - ・緊急の場合は110番通報！
 - ・現場へ…複数対応

【留意点】不審者等の場合は、冷静に相手を興奮させない。警察が来るまでの時間を稼ぐ。暴力行為の場合は自分の力を過信せず素手で組み合うことはしない。最悪の場合は身近なもの（椅子、机、ほうき、消化器等）を使う。

こんな時私たちは、こう行動しよう！（教師用）

1、教師の対応について

(1) 通報

- ①火災発見者（不審者発見）は、大声で火元を知らせる。
教頭は、非常ベル・大声・放送機械を使って知らせる。
職員室又は在室者が電話連絡する。

宿毛消防署… 119 『こちらは小筑紫中学校です。火災が発生したので通報します』

宿毛警察署… 110 『こちらは小筑紫中学校です。不審者が侵入して暴れていますのですぐ来てください』

(2) 火災・地震・不審者対応について

	火 災	地 震	不審者侵入	その他
登下校	①登下校途中の生徒には校舎に入らないよう指示	①登下校途中の生徒には揺れが収まってから行動するよう指示	①教師間で連絡を取り合い、生徒を近づけない	①無事、登下校できたか確認作業行う。確認できない場合は、緊急連絡網で保護者へ連絡
授業中	①放送の指示に従い、生徒を誘導する ②消防署へ連絡 委員会へ連絡	①放送の指示に従い、生徒を誘導する ②学校長の指示に従う（揺れの様子等を見て判断）→津波を想定し避難	①侵入者との距離をできるだけとり生徒を避難させる。外へ避難の指示。 ②職員室へ緊急連絡 ③抑止と退去の説得、隣の教室の教師も応援に駆け付ける	①異変を感じた教員が即座に管理職に報告。 ②管理職、教員の指示で出来るだけ安全な場所へ避難させる。 ③情報収集を行い、委員会へ連絡
休み時間	①学校長の指示に従い、放送をする。 ②消防署へ連絡 委員会へ連絡	①大声で安全な場所に待機させ、揺れが収まるのを待たせる。 →校門の前（校長の指示待機） ※校舎を出る時、生徒が残っていないか確認 ②教育委員会への被害連絡等（通じれば…）	①放送や大声で生徒に、外へ出るよう指示 ②生徒は職員室へ知らせる ③警察への通報 ④教育委員会への通報	①生徒へ状況を伝え、次の行動を支持する ②生徒が異変に気づいたときは、すぐに教員に知らせる。 ③教育委員会へ通報、指示を受ける。できない場合は校長の指示で行動する

(3) 職員室での対応

- ・放送はできる者がする。（職員室に居る者）
- ・緊急連絡帳を持ち出す。（事務・教頭）
- ・総指揮者は校長とする。すべて校長の指示に従う。
- ・不審者侵入の場合は、まず「不審者かどうか」確かめる。
「退去を求める」「退去したかどうかの確認をする」
「再度侵入し指示に従わない場合は、移動阻止をする」
「そのまま、上がるような事になれば放送し、生徒は避難させる（教科担任は速やかに避難経路を指示）」
「警察署に連絡」

こんな時は、こう行動しよう！（生徒用）

とっさの時のための指導

1、学級での事前指導

- ①非常時に備えて、避難の仕方を指導しておく。
- ②災害によって、避難方法が異なり災害の発生場所や発生時間等によって避難経路や指示の出し方が違う事を徹底させておく。その場の判断は、担任教師等に任す。
- ③災害別、避難の仕方等について

	火 災	地 震	不審者侵入	その他
登下校	①登校→自宅へ ②下校→自宅へ	①登校→近い避難場所へ ②下校→ 〃 ★倒れかかってきそうな物に注意する。電柱・塀木など…	①近くの人家へ助けを求め。 ②自宅・学校等へ・ ③防犯ブザーを使用し、近くの者に知らせる。	①近くの人家へ助けを求め。 ②近い場所へ避難(自宅・学校) ③命を守る行動をとる
授業中	①窓をすばやく閉める ②ストーブなどの火を消す ③教科担任の指示で避難する	①出口の戸をすばやく開ける ②ストーブなどの火を消す(近くにいる者) ③机の脚をしっかりと握らせる(机の下に入る) ④校舎外へ出る ①放送や、先生の大声の指示に従う	①担任等の指示に従って、出口からすばやく出る ②避難した生徒は、職員室・隣の学級へ連絡する	①担任等の指示に従う ②校内放送があった場合、校内放送に従って行動する。 ③何があっても慌てず、協力して素早い行動をとる ④避難するときは、喋らず一人だけ勝手な行動をとらない
休み時間	①放送をしっかりと聞き、火元から離れ移動する ★低い姿勢で避難 ★ハンカチを口に当てる ★走らない・押さない・しゃべらない	★本などで頭をおおう。 ★机の下にすばやく入る(地震が収まるまで) ★窓ガラスから離れ、教室の中心へ集まる ★避難場所は、校長指示	①大声で先生(職員室)に知らせ、職員室に避難。 ②犯人から遠ざかる ★机・椅子・箒などで自分を守る ③廊下にいる者は、非常通報装置をならす	①何か異変があったら、大きな声で周りに知らせる。 ②先生が近くにいたら、すぐに知らせ、教員が大きな声で次の指示を出す ③職員室へ連絡し、管理職の指示に従う ④教育委員会に連絡できれば連絡し、指示を仰ぐ

※地震の場合、登下校の際に起こった場合には、緊急放送を聞き「高台に避難してください」という指示が出たら、自分で判断し近くの高い場所に避難する。

2、避難後どうするか

◆集合場所で

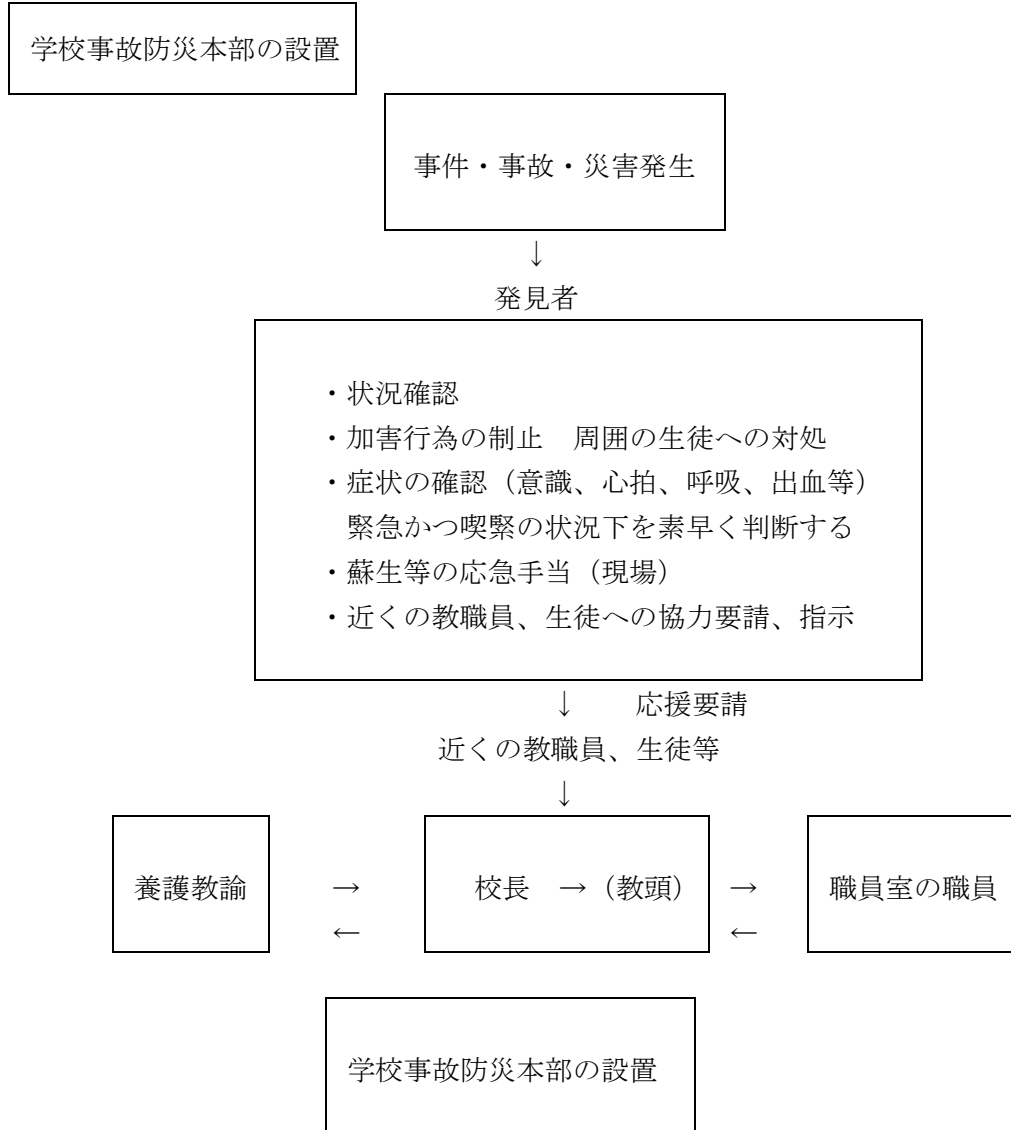
学級で整列→学級委員の点呼→担任へ→学校長へ報告

◆津波の恐れがある場合は、直ちに小筑紫駐在所裏の避難場所へ走って避難する。

3、その他

・できれば養護教諭は、救急用具を持ち出す。

緊急発生時の救急体制及び連絡網（令和2・4・1現在）



本部長 (校長) 学校防災本部 (仮称)

全体調整、情報の収集・発信、対応方針決定等

☆生徒対応班 (教頭・木下) →安全確保、冷静かつ的確な指示、方針決定等

☆避難誘導班 (藤原) →安否の確認、負傷者の有無、避難誘導等

☆安否確認班 (北村) →校内巡視、被害状況の点検、安全確認等

☆救護班 (横山) →生徒、教職員の救出等

☆救急医療班 (田所) →負傷した生徒、教職員の応急手当等

☆保護者対応班 (山下・山原・濱田) →生徒を安全かつ確実に保護者へ引き渡す

☆緊急対応班 (全員) →それぞれの班への対応補助

緊急連絡先一覧表

連絡要点	①学校名	宿毛市立小筑紫中学校
	②学校住所	宿毛市小筑紫町小筑紫508-2
	③電話番号	0880-67-0202
	④連絡者氏名	(吉福 巧)

機関名		電話番号
宿毛市消防署	119番 →	0880-63-3111 (代表)
宿毛警察署	110番 →	0880-63-0110 (代表)
小筑紫駐在所	→	67-0153
宿毛市教育委員会	→	0880-62-1246
けんみん病院	→	0880-66-2222
校医 (大井田二郎)	→	0880-63-2101
本田整形外科	→	0880-62-3030
歯科医 坂本 明生	→	63-0360
薬剤師 (古居 正通)	→	62-0093
幡多保健所	→	0880-35-5979
宿毛市青少年育成センター	→	0880-63-4197

校長 (吉福 巧)	自宅	0880-65-5715
	携帯	090-8694-6860
教頭 (福田 稔)	自宅	0880-35-2224
	携帯	090-4976-6690

保健室の運営管理と救急体制 (応急処置について)

☆大きなけがの場合

- ・緊急時は、全教職員であたる。
- ・緊急時は、学校長の指示により、救急車を要請する。
但し、校内に学校長がいない場合は教頭、それ以外の場合は必ず救急車を要請する。
- ・救急車での輸送時は、学校から必ず1～2人が同乗する。(原則、養護教諭が同乗)
- ・原則として、医療機関への搬送は保護者とする。
但し、状況が緊急を要するケースは職員が搬送することもある。(管理職、養護教諭)・学校からの搬送は、通常は公用車扱いの車かタクシーを利用してもらう。
(負傷の状態によって2人付き添う)
- ・病院は家庭のかかりつけ、または、希望した病院に受診させる。
- ・事故発生の状況を詳しく把握する。(現状の聞き取り)

事故発生時の対応図

